

令和5年3月17日

区内指定障害児通所支援事業所
管理者 様

港区障害者福祉課

身体拘束廃止未実施減算の要件について（事務連絡）

「港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第54号）」（以下「区条例」という。）に基づく身体的拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合、令和5年4月1日から身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

下記の減算事由のいずれかに該当する場合、減算が適用されますので、各事業所におかれましては、適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 身体拘束廃止未実施減算の減算事由

- （1）身体的拘束等に係る記録（態様、時間、利用児童の心身の状況、緊急やむを得ない理由）を行っていない。
- （2）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催していない。
- （3）身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- （4）身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施していない。

2 留意事項

事業所において身体的拘束等を行った場合ではなく、上記1（1）から（4）の減算事由のいずれかに該当した場合に減算となります。減算事由のいずれかに該当する事実が生じた場合、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を港区長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用児童全員について、1日につき5単位を所定単位数から減算します。